2　施行期日

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十四号）の施行の日から施行する。（附則関係）

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四百二十六号）（財務省）

1　揮発油税及び地方揮発油税の軽減等に関する規定の整備

令和七年十二月三十一日から令和九年五月十四日までの間に、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率を次のとおりとする。（第七十四条関係）

⑴　揮発油税　二万千八十三円／キロリットル

⑵　地方揮発油税　三千八百十七円／キロリットル

2　その他

その他所要の規定の整理を行う。

3　施行期日

この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。（附則第一条関係）

◇不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百二十七号）（消費者庁）

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月十五日とする。

◇保険業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四百二十八号）（金融庁）

保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）の施行期日は、令和八年六月一日とする。

◇保険業法施行令の一部を改正する政令（政令第四百二十九号）（金融庁）

1　生命保険募集人に係る制限が適用されない場合の要件の追加

受領した手数料等が一定額以上等である生命保険募集人について、生命保険募集人が二以上の所属保険会社等を有する場合における保険募集の委託に係る制限が適用されない場合に該当するための要件を追加する。（第四十条関係）

2　保険仲立人の最低保証金の額の引下げ等

保険仲立人に供託を義務付ける最低保証金の額の引下げ等を行う。（第四十一条及び第四十四条関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行う。

4　施行期日

この政令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。（附則関係）

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百三十号）（厚生労働省）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（同法第二十九条中確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第三号の二の改正規定に限る。）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（政令第四百三十一号）（厚生労働省）

1　企業型年金における事業主掛金の額が引き下げられることにより当該額が企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該事業主掛金の額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合を、企業型年金規約の承認の基準における企業型年金加入者掛金の額の変更回数の制限の例外から削除する。（本則関係）

2　この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第九号に掲げる規定（同法第二十九条中確定拠出年金法第四条第一項第三号の二の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

政　令

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十四号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第三項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改め、同条中「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第三号」に改め、同条各号中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改める。

附　則

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十五号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第二項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令（令和五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改め、同条中「第十条第二項第十号」を「第十条第二項第十一号」に改め、同条各号中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改める。

附　則

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
